

京都市訓令甲第 3 号  
会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年6月11日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項第8号及び第31号中「審議会、審査会等」を「附属機関」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)